

## 横浜国立大学ワンダーフォーゲル部 特別準備金協定書

横浜国立大学ワンダーフォーゲル部（以下、「現役」）と横浜国立大学ワンダーフォーゲル部OB会（以下、「OB会」）とは特別準備金（以下、「準備金」）の経緯、帰属、活用対象、運営ルールについて下記のように協定を結び、その内容を忠実に遵守するものとする。

### 1. これまでの経緯

#### （1）既存の協定書締結に至る経緯

20期前後の当時現役が多額の出費を必要とする遭難事故への備えとして、郵便貯金に積み立てをしていた。その後、その管理がなされず存在自体が忘れられていたが、長期間の預入で失効になると郵便局から連絡があり、OB会事務局が奔走して確保した。積立金額は2百数十万円だったが、高い利息が長期間付されて500万円程度の預金となっていた。この取扱いについて2002年当時、現役とOB会で話し合いが持たれ、下記の結論に至り、2002年11月10日に下記要旨の「横浜国立大学ワンダーフォーゲル部特別準備金協定書」が結ばれた。

- ① 準備金の帰属は積立の経緯から100%現役にあるとはいえず、OB会と現役で共同管理するのが妥当。
- ② 現役の遭難対策費は山岳保険でカバーされており、本資金が遭難対策費にのみ使用される必然性は薄くなった。現役の活動に必要な出費に活用するのが有効。
- ③ 用途は、現役の公式活動における事故処理費の補助、同活動に必要な臨時的支出、とされたが、支出の実行に当たっては現役とOB会の一致した承認のもとで行う。
- ④ 一回の支出の最高限度額は準備金残高の約1/2とする
- ⑤ 準備金の保管はOB会会計が行う。
- ⑥ 現役が解散する場合は解散時の現役部員およびOB会員に均等に還付される。

なお、2009年9月末時点で準備金の残高は5,238,291円である。

#### （2）今回の協定書の変更について

この間、準備金の活用につきOB会役員会で討議がなされ、積立の経緯からして現役との記念行事やOB会公式行事などに活用してもよいのではといった意見も出された。そこで、2010年4月のOB会役員会以降、現役とOB会間で準備金の帰属、活用対象、運営ルールについて話し合いがもたれた。

現在の現役にとっては準備金の存在は降って沸いたような話であり、準備金を積立てた当時と違い、現在では遭難対策費については山岳保険でカバー（＝別の形で積立て）してい

るので、その意味では準備金を今の現役が活用しても不合理ではない、という認識である。したがって、たとえば山小屋の臨時補修費などに計画的に使用したり、現役の公式活動だけでなくOB会公式活動の遭難対策費に使用するのも妥当との見解であった。また、現役では毎年、執行部が代わるので預金の確実な管理は難しいとの意見が出た。なお、2010年4月に、既存の準備金とは別に約136万円の遭難対策費用の預金が発見された。現役はこれについても既存の準備金と同様な扱いとするOB会の案に同意した。上記の議論を受けて下記のとおり、協定書の帰属、活用対象、運営ルールについて、現役とOB会の間であらたに合意した。

## 2. 特別準備金の運営ルール

### (1) 準備金の帰属

過去に集積した遭難対策費用預金と利子(5,238,291円)および今回新規に発見された同様の預金と利子(1,361,212円)を合わせて「特別準備金」(現時点の合計6,599,503円)と呼ぶ。これは現役とOB会の双方に帰属し、下記の現役活動およびOB会公式活動のために両者の承認を得ることにより活用できる。

### ② 活用対象

- A) 現役の活動費(装備購入費など)
- B) 山小屋大規模改修費
- C) 記念事業費
- D) 遭難事故処理関連費用(現役公式活動、OB会公式活動)等。

### ③ 運営ルール

#### A) 支出の決定

- ・現役で準備金を使用する場合は、現役は部会でその要請の決定を行い現役主将がOB会総務委員長に書面(メール可)で連絡し、OB会役員会で承認することにより支出が決定する。
- ・OB会で準備金を使用する場合は、OB会は役員会でその要請の決定を行い総務委員長が現役主将に書面(メール可)で連絡し、現役部会で承認することにより支出が決定する。
- ・上記の使用の決定過程においては現役とOB会は互いに誠意を持って協議する。

#### B) 一回の支出の限度額

一回の支出の限度額は200万円とする。

#### C) OB会会計は準備金を管理し、OB総会において準備金の収支報告を行い、同時に現役に対しても報告する。なお、現役の要求があればOB会は報告する。

④その他

- A) 現役またはOB会のいずれかあるいは双方が万一解散する場合で、準備金の残高がある場合は、その処理について両者で協議のうえ決定する。
- B) 本協定の有効期間は1年間とし、現役またはOB会いずれかの改定の表明がない限り1年自動更新されるものとする。

2010年10月30日

横浜国立大学ワンダーフォーゲル部

主将（52期） 野中 拓登 印

横浜国立大学ワンダーフォーゲル部OB会

会長 鈴木 弥栄男 印